

## 博物館登録申請に必要な書類

必要書類	
<b>1 申請書</b>	
(1)	博物館登録申請書（博物館法施行細則第2号様式）
<b>2 設置者要件を確認する書類</b>	
(1)	館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの）
(2)	設置者要件に該当することが分かる書類（地方公共団体の場合：設置条例、その他の場合：法人登記事項証明書）
(3)	博物館を運営するために必要な経済的基礎を有することを示す書類 ※私立のみ
(4)	博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有することを示す書類
(5)	博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有することを示す書類
(6)	博物館の設置者が、登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者でないことを示す書類
<b>3 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制を確認する書類</b>	
(1)	博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針及び当該方針の公表方法を示した書類
(2)	博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
(3)	博物館資料目録（博物館法施行細則第3号様式）
(4)	博物館資料目録の内訳（第3号様式の添付資料）
(5)	展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
(6)	職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
(7)	博物館の事業に関する収支計画を示す書類
<b>4 学芸員その他の職員の配置を確認する書類</b>	
(1)	職員名簿（博物館法施行細則第4号様式）
(2)	館長及び学芸員の職務内容及び経歴を示す書類
(3)	学芸員の資格を証する書類の写し
(4)	博物館運営を行う組織の態様を示す書類
<b>5 施設及び設備を確認する書類</b>	
(1)	博物館の事業の用に供する建物及び土地の概要（博物館法施行細則第5号様式）
(2)	博物館の事業の用に供する建物の配置図、平面図、立面図等
(3)	博物館の事業の用に供する土地の公図、周辺図等
(4)	博物館の建物及び土地の保有形態（借用の場合は借用条件等）を示す書類
(5)	防災及び防犯のために必要な施設及び設備等を有していることを示す書類
(6)	利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていることを示す書類
(7)	多様な利用者が円滑に施設を利用するための配慮がなされていることを示す書類
<b>6 開館日数を確認する書類</b>	
(1)	1年を通じて150日以上開館することを示す書類